

新設分割に関する事前開示書面（変更）

(会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条第 8 号に定める書面)

2025 年 6 月 6 日

ブリッジインターナショナル株式会社

2025年6月6日

東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号
ブリッジインターナショナル株式会社
代表取締役社長 吉田 融正

ブリッジインターナショナル株式会社（2025年10月1日付で、「ブリッジインターナショナルグループ株式会社」に商号を変更予定、以下「当社」といいます。）は、2025年2月14日付の新設分割計画書（以下「本新設分割計画書」といいます。）に基づき、同年7月1日を効力発生日として、当社のアウトソーシング事業に関する権利義務を、新たに設立するブリッジインターナショナル株式会社（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行うこととし、2025年2月28日付で会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条に定める事前開示書面（以下「本事前開示書面」といいます。）の備置きをしておりますが、同年6月4日開催の取締役会にて、本新設分割計画書の変更を決議したことに伴い、本事前開示書面に変更が生じましたので、会社法施行規則第205条第8号の規定に基づき、以下のとおり変更後の内容を開示いたします。

なお、用語については、本事前開示書面において定義した用語と同一の意味を有するものとします。

記

1. 新設分割計画の内容（会社法第803条第1項第2号）

本新設分割計画書の変更内容は、別添「新設分割計画変更書」とおりです。

6. 当社における最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第205条第6号イ）

【変更前】

当社及び当社の完全子会社であるCleXito株式会社は、2025年2月14日付で、当社を吸收分割会社、CleXito株式会社を吸收分割承継会社、2025年7月1日を効力発生日とする吸收分割に関して吸收分割契約を締結いたしました。当該吸收分割契約に基づく吸收分割により、当社は、当社のプロセス・テクノロジー事業に関する権利義務をCleXito株式会社に承継させる予定です。

【変更後】（下線は変更箇所）

当社及び当社の完全子会社であるブリッジプロセステクノロジー株式会社（2025年3月1日付で「CleXito株式会社」から商号変更）は、2025年2月14日付で、当社を吸收分割会社、ブリッジプロセステクノロジー株式会社を吸收分割承継会社、2025年7月1日を効力発生日とする吸收分割に関して吸收分割契約を締結いたしましたが、2025年6月4日開催の取締役会において、同吸收分割の効力発生日を変更することを決議し、同日付で吸收分割契約の変更に関する覚書を締結いたしました。当該吸收分割契約及び吸收分割契約の変更に関する覚書に基づく吸收分割により、当社は、当社のプロセス・テクノロジー事業に関する権利義務をブリッジプロセステクノロジー株式会社に承継させる予定です。

以上

新設分割計画変更書

ブリッジインターナショナル株式会社（2025年10月1日付で、「ブリッジインターナショナルグループ株式会社」に商号を変更予定、以下「分割会社」という。）は、分割会社のアウトソーシング事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を新たに設立するブリッジインターナショナル株式会社（以下「新設会社」という。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」という。）に関し、2025年2月14日付で作成した新設分割計画書（以下「原計画書」という。）の内容を原計画書第9条（計画書の変更、分割の中止）に従い、下記のとおり変更する。

第1条 （効力発生日の変更）

原計画書第3条（効力発生日）に定める効力発生日を、2025年7月1日から2025年10月1日に変更するものとする。

第2条 （承継権利義務明細表の変更）

原計画書別紙2「承継権利義務明細表」の「3. 承継する雇用契約等」の規定を下記のとおり変更するものとする。なお、本新設分割計画変更書における別添も含めて、原計画書別紙2「承継権利義務明細表」の「3. 承継する雇用契約等」の変更内容とする。

本新設分割の効力発生日において、本事業に主として従事する従業員（正社員、契約社員、採用内定者、パート社員、嘱託職員、アルバイト等を含む。）のうち、別添に記載の従業員との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務その他一切の協定

第3条 （原計画書の適用）

本新設分割計画変更書に定める事項を除き、原計画書の規定及び条件は一切変更されず、本新設分割計画変更書に定めのない事項については原計画書の定めに従うものとする。

第4条 （協議）

分割会社及び新設会社は、本新設分割計画変更書に定める条項の解釈に疑義が生じた場合は、本新設分割計画変更書の趣旨に従って誠実に協議するものとする。

以上

2025 年 6 月 4 日

東京都世田谷区太子堂四丁目 1 番 1 号
ブリッジインターナショナル株式会社
代表取締役社長 吉田 融正

別添

本事業に主として従事している従業員のうち承継対象となる従業員のリスト

[REDACTED]	[REDACTED]
[REDACTED]	[REDACTED]